一般社団法人日本高等教育学会事務局規程

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人日本高等教育学会定款第43条及び一般社団法人日本高等教育学会会則第９条の規定に基づき、一般社団法人日本高等教育学会（以下「本会」という。）の事務局の組織及び業務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（事務局の構成）

第２条　事務局に、事務局長を置く。

２　事務局には、事務局員として事務局次長、事務局幹事を置くことができる。

３　事務局長は、事務局を代表し、その事務を総括する。

４　事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局の事務を分担する。

５　事務局幹事は、事務局の事務を分担する。

６　事務局の構成員は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

７　事務局員の任期は、事務局長の任期と同じとする。ただし、再任は妨げない。

（所掌事務）

第３条　事務局の所掌事務は、以下の通りとする。

（１）理事会・代議員総会の準備・運営に関すること

（２）本会の予算・会計の管理に関すること

（３）会員の入退会その他会員管理に関すること

（４）事務局業務委託業者との連絡調整に関すること

（５）本会の運営の全体調整に関わること

（６）登記その他、法人の法務に関すること

（７）その他、本会の運営に必要な事項

（事務の委託）

第４条　事務局の事務は、その一部を外部業者に委託することができる。

２　前項の委託については、理事会の承認を必要とする。

（規程の改正）

第５条　この規程の改廃は、理事会で行う。

附則

この規程は一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。